

令和6年2月期 定例教育委員会議

・開催日時 令和6年2月20日（火） 午前10時00分から

・開催場所 羽曳野市役所 別館3階 特別会議室

・出席者	教育長	村田明彦
	教育長職務代理者	奥野貞一
	委員	多田謙司
	委員	新熊和彦
	委員	古山美穂

・説明者	教育監	堂山浩三
	学校教育部長兼食育・給食課長	森井克則
	生涯学習部長兼生涯学習課長	田中直明
	兼市民大学事務長	
	学校教育部理事	黒木悟
	学校教育課長	伊藤圭
	スポーツ振興課長	梁川泰延
	こども保育課長	吉井裕子
	食育・給食課第1・2学校 給食センター所長	上村良史

・事務局	教育政策課長	寺元麻子
	教育政策課課長補佐	萬田正英

・議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 教育長月次報告

日程第3 議案第48号

令和5年度羽曳野市一般会計補正予算（第12号・第13号）
（教育委員会関係）（案）について

- 日程第 4 議案第 49 号
令和 6 年度羽曳野市一般会計予算（教育委員会関係）（案）
について
- 日程第 5 議案第 50 号
羽曳野市立学校における学校閉庁日の取組み拡充について
- 日程第 6 議案第 51 号
羽曳野市立テニスコート条例施行規則の一部を改正する
規則の制定について
- 日程第 7 議案第 52 号
羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の改正について
- 日程第 8 報告第 18 号
教職員等（試食会を含む）に係る学校給食費の改定に
ついて
- 日程第 9 報告第 19 号
学校給食センター等複合施設整備事業に係る進捗報告に
ついて
- 日程第 10 報告第 20 号
後援名義の使用許可について
- 日程第 11 その他
・ 日程調整など

開会：午前 10 時 00 分

〔 教育長 開会の挨拶 〕

日程第 1 会議録署名委員の指名について

教育長において、奥野委員を指名しました。

日程第 2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 1 月 31 日に、兵庫県神戸市立東須磨小学校の視察がありました。
- (2) 2 月 1 日に、校長会が行われました。
- (3) 2 月 3 日に、セーフティネット羽曳野・藤井寺防犯大会が行われました。
- (4) 2 月 5 日に、教頭会が行われました。
- (5) 2 月 14 日に、給食献立コンテスト審査会が行われました。

日程第 3 議案第 48 号

令和 5 年度羽曳野市一般会計補正予算（第 12 号・第 13 号）
（教育委員会関係）（案）について

- 教育政策課長より、令和 5 年度羽曳野市一般会計補正予算（第 12 号・第 13 号）（教育委員会関係）（案）について説明があり承認を求めました。

《教育政策課長》

3 月議会に提出します、令和 5 年度一般会計補正予算第 12 号並びに第 13 号教育委員会関係（案）について説明いたします。

まず、第 12 号補正（案）についてです。

添付資料をご覧ください。

本件は、菅田中学校プール改修事業工事及び工事監理に係る経費 67,810,000 円を令和 6 年度予算に繰越明許するものです。

本工事は、令和 5 年 9 月から着工し 6 年 3 月末で工事を完了する予定でしたが、解体工事を進める中で、ガラなどの地中埋設物や腐葉土の出土、隣地の工事施工上の配慮などに時間を要し、2 カ月の工期延長が必要となり令和 6 年 5 月末の工事終了とするものです。

なお、本工事の延長による学校プール授業への影響はありません。

また、本予算案につきましては、本議会へ上程された後、直ちに議決していただく予定ですが、予算措置後、契約変更について再度、議会承認をいただく必要があり、3月議会最終日において提出を行う予定です。つきましては、3月期の教育委員会議にてお諮りをいただく予定です。宜しくお願いします。

引続きまして、第13号補正（案）について説明いたします。

毎年3月に行う補正は、執行額が確定した予算などについて、決算額に近づけるため、見直しを行うものです。このため結果としまして、不用額を減額することとなり、全体的にもマイナス補正となります。

この度、教育委員会事務局より提出しました、各課の補正額は資料のとおりです。歳出合計でマイナス310,651,000円の減額補正となりました。

多くは、入札差金等により不用額が生じたものです

また、歳入予算ではマイナス3,279,000円の減額補正です。

なお、文化財・世界遺産室においては、歳入においてクラウドファンディングの収入額が予算額を大きく上回った事を受け、増額の補正を行います。これに連動して、歳出予算では、クラウドファンディングの収入額と支出額との差額を基金に積み立てしますので、増額補正となっています。

説明は、以上です。

《教育長》

教育政策課の200,000,000円以上は、工事費の差額によるものですか。

《教育政策課長》

そのとおりです。入札による差額です。

《教育長》

心配なのは、差額が大きすぎないか、ということです。

《教育政策課長》

工事には、いろいろな要素がありますので、差額が大きくなる場合があります。そのあたりの説明をしっかりとできれば大丈夫だと思っています。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第4 議案第49号

令和6年度羽曳野市一般会計予算（教育委員会関係）（案）
について

- 教育政策課長より、資料に基づき、令和6年度羽曳野市一般会計予算（教育委員会関係）（案）について説明があり承認を求めました。

《教育政策課長》

令和6年度羽曳野市一般会計予算教育委員会関係予算（案）について、説明させていただきます。

まず資料の総括表をご覧ください。一番下のところは、羽曳野市の一般会計予算全額を示したものです。令和6年度は44,683,471,000円です。この額は、前年度と比べマイナス0.3%となり、前年度並みとなっております。

その予算のうち、教育費に係る歳出予算が一番上段です。令和6年度は、5,173,492,000円で、前年と比べ2.4%の増加で、こちらも微増ですが、前年度並みとなっております。一般会計予算全体に占める教育費の割合は、令和5年度11.3%、6年度は11.6%です。この間も市の財政状況は大変厳しく、市全体の事業が取捨選択される中で、教育費全体では、前年度並みの予算を確保できている状況となっております。

次に教育費に係る歳入予算をご覧ください。歳出に対する予算財源の内訳です。国府支出金が581,480,000円で1割程度を占めていますが、7割は一般財源（市税）で賄われることとなります。

2枚目以降「主な事業一覧表」について、各課における大きな増減があった予算や主要な予算を抜粋し、主な要因について、私から一括して説明をさせていただきます。

まず、学校教育部、教育政策課の予算です。

2番ですが教育振興基本計画策定にかかる予算で、国の同計画に基づき、本市においても教育振興を推進するため、新しく予算化されました。7番と12番の増額につきましては、学校施設における照明器具のLED化事業が主な要因となっております。9番の空調設備設置事業の皆減は、小学校の屋内運動場の空調機器設置工事が令和5年度に終了したものです。10番は、主に小学校工事等に係る予算で令和6年度は、西浦小学校ブロック塀改修工事、西浦東小学校体育館屋根改修工事、はびきの埴生学園受水槽更新工事などです。また、はびきの埴生学園のプールを解体撤去し、防災倉庫を設置するための設計費も計上しています。11番と18番の教育用コンピュータ設置事業は、令和5年度に契約しました校務用パソコンのセキュリティ対策や、校務用パソコンの入替などの事業において減額となりました。17番は、中学校工事等に係る予算です。減しました要因は、はびきの埴生学園の屋内運動場空調機器設置工事終了と大規模な河原城中学校のバリアフリー工事が終了したものです。なお、令和6年度では、中学校給食配膳室工事費を新たに計上しております。

次に食育・給食課の予算です。

19番の増額は、給食調理委託業者、有限会社はびきのLSに係る委託費の増加です。その要因は給食システム改修と調理被服買替によるものです。

20番の学校給食センター整備事業（複合化）につきましては、後程の報告第19号にて、担当課から説明をいたします。21番の中学校給食事業の増加は、令和7年度の全員喫食開始に向け、市が給食費の徴収や管理業務などを担う公会計化に向けた準備に係る経費や中学校給食予約システム改修や構築にかかる経費、また、食物アレルギー対応委員会の強化を図るため、新たに専門医なども参画

いただけるよう予算計上をしています。

次に学校教育課の予算です。

25 番は、渡日される外国人児童生徒が増加していますので、サポーター体制を整えるための人件費予算の増額となります。26 番は、支援を要する児童生徒の教室移動の介助を行う支援教育介助員を 3 名増員による増額です。37 番は、令和 6 年度からの新たな取り組みです。学校や教職員が自発的かつ主体的な特色ある教育を推進させるため、補助金を創設します。詳細については、後程担当課長から説明いたします。38 番は、令和 5 年度に小学校教科書採択が終了したことで、指導書等の予算が減額となりました。40 番は、肢体不自由児へのサポーターの人件費の増額。44 番も学校図書館司書による人件費が増額となりました。45 番は、令和 6 年度が中学校教科書採択年度となるため、指導書等の購入による増額です。

この他に、令和 6 年度の予算では、学校と地域が一体となり学校づくりを進めるコミュニティスクールの開始や中学生英検対象者の拡張、はびきの英語ドリーム・フェスティバル事業、不登校支援サポーター事業などは重点化が図られ予算拡充がされています。

次にこどもえがお部の幼稚園に係る予算です。

こども保育課の予算を説明いたします。

55 番は、幼稚園施設管理事業に係る予算で増加したのは、警備委託料の契約切替によるものと閉園している幼稚園などの樹木処分に係る予算となります。56 番は、人件費要因による増加です。57 番の私立幼稚園助成事業が大きく増加しました。要因となる「子どものための教育保育給付費負担金」は、子ども・子育て支援新制度を適用する幼稚園等に対し、利用する児童数等に基づき算出された運営経費や助成金をお支払いする制度です。今まで本制度の適用外でした「星の光幼稚園」が令和 6 年度から、制度適用園に移行することが、助成金を大きく増加させた一因です。

なお、本助成事業費の 62.4%は国・府支出金が充てられることとなります。

59 番、幼稚園施設改修については、令和 5 年度は、埴生幼稚園保育室増築工事のため予算計上していましたが、工事が完了したため令和 6 年度は皆減したものです。

生涯学習部の予算に移ります。

まず、生涯学習課の予算です。

64 番は、生活文化情報センターの指定管理委託費が増加しました。65 番は、生活文化情報センターの空調機器入替を令和 4 年度から 4 か年計画で進めていますが、令和 6 年度は、入替機器の変更により昨年度より予算が減少したものです。

69 番の図書館総合運営事業の予算増額は、人件費の増額によるものです。

次に次世代育成課です。

72 番の青少年育成事業の増額は、人件費によるものと大阪・関西万博への子ども無料招待に係る委託費によるものです。75 番は留守家庭児童会教室の照明器具の LED 化事業が予算化され増額です。

なお、留守家庭児童会では、予算はデジタル推進課で措置されましたが、入会手続きのオンライン化を実施いたします。

76 番の青少年児童センター運営費の増額は、食育・給食課の学校給食センター整備事業（複合化）着手に伴うものですので、後程の説明とさせていただきます。

スポーツ振興課です。

78 番ですが、令和 5 年度に総合スポーツセンターのメインアリーナの間仕切り幕の更新工事が終了したことをうけ、大きな減額となります。

なお、令和 6 年度予算では、新たに指定管理制度を導入する中央スポーツ公園の委託費や総合スポーツセンターのエレベーター設備改修工事費、市民体育館屋外テニスコートと老朽化する駒ヶ谷テニスコートの集約化に伴うテニスコート整備の実施設計費等も予算化しております。

最後に文化財・世界遺産室です。

79 番は、大きくは史跡白鳥陵古墳周堤の公有化（土地の買い上げを実施）により増加しました。なお、本事業につきましては、80%が国の補助金対象となります。本予算では他に発掘調査に係る委託費や人件費が増加要因となっています。

また、令和 6 年度においては、令和 5 年度から引続き木製埴輪保存処理にかかる費用も計上しています。82 番は、史跡通法寺跡保存活用計画の策定にかかる費用です。こちらにも新たに予算化されました。

各課の予算については以上ですが、附則説明といたしまして、令和 6 年度予算は人件費が増額となっています。これは、会計年度任用職員の勤務条件の制度変更を受け、報酬、期末手当及び勤務手当の拡充された影響によるものです。

引き続きまして、学校教育課長より 37 番の特色ある教育推進の詳細について説明をいたします。

《学校教育課長》

特色ある学校づくり推進事業という名称で補助金の創設を考えているところです。この補助金は、新しい発想で未来の教育を志向するような創意工夫がある活動や取り組みに対して補助金を交付するものとして考えております。広く市内全体の教職員、学校から数 10 万円の規模でのアイデアを募集し、教育長によるコンペを実施の上、3 案か 4 案程度に対して交付する計画であります。特に教育長肝いりの変革、チャレンジ精神を目指して羽曳野市全体の底上げと充実するような市民にも発信できるようなものを考えております。説明は以上になります。

《教育長》

かなりの予算をつけていただいています。ただ、やはり我々に求められているものは、現場の今後の効果です。これだけの予算を使って、どれだけ教育に効果をもたらしているのか。というあたりの認識が現場は、やはり低いです。

良いニュースもあります。タブレットの活用が悪いと言っていましたが、ベネ

ッセの全国のデータからいうと羽曳野市は、3倍も4倍も活用率が高いです。中学校は、全国平均が10%ぐらいですが、羽曳野市は5割近くになっています。前半は、先生も子どももあまり使用してなかったが、教育委員会からの指導の下、使用が増えてきています。

《古山委員》

特色ある学校づくり推進事業にどれだけの募集があるか楽しみです。

《教育長》

管理職のみの募集ではなく、先生方からのボトムアップな募集も求めたいです。できれば5事業ぐらいしたいですね。子どもにかえせるような。企画が上がってくれば、教育委員の皆様の意見も伺いながらやっていきたいと思っています。

《多田委員》

私立幼稚園助成事業が結構増額していますが、そのあたりの説明をもう少しお願いできますか。

《教育政策課長》

私立幼稚園には、本市から通っている人数に合わせて助成金を出しています。詳しくは、こども保育課より説明をいたします。

《こども保育課長》

いろいろな施設の形態がありまして、星の光幼稚園は、いわゆる一般的な私立幼稚園と呼ばれる民間の幼稚園で私学助成などを受けながら運営をされていましたが、国の方でこども園化が進められていく中で、今は、まだ星の光幼稚園は、こども園にはなっていませんが、こども園には至らないけれども今までの私立幼稚園とは違って、新しい子ども子育て支援新制度という制度にのっとった幼稚園という、ちょっと種類がまた違いますが、いずれは、こども園化されていくであろうと思われますが、そちらの制度に移行されましたので、それに伴い、これまで国の方から交付されていた私学助成ではなく、こども園が受けておられる施設給付に移行されますので、負担金の支出元が国・府・市で分担する形に変更となります。今までは、星の光幼稚園にここまで大きな負担金は支払っていませんでしたが、新制度に則った幼稚園に変更となり、制度に則った支出になります。市としては、負担が増えますが支払わなければならないということで、運営にかかる経費としてお支払いするものになります。

《教育長》

星の光幼稚園は、何か得があるのですか。助成金が多くなるとか。

《こども保育課長》

助成金が多くなるのかどうかは調べていないので分かりませんが、国がこども園化を進めていますので、こども園化への過程ではないかと思っています。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第5 議案第50号

羽曳野市立学校における学校閉庁日の取組み拡充について

- 学校教育課長より、資料に基づき、羽曳野市立学校における学校閉庁日の取組み拡充について説明があり承認を求めました。

《学校教育課長》

市立学校の教職員が心身ともにゆとりを持って子ども達と向き合えるよう、働き方改革の一環として休暇の取得推進を図り、健康の維持増進や働きやすい環境を構築するという趣旨で学校閉庁日は、すでに夏休みの期間3日間を設定して取組んでいるところです。今般、冬休みの1月4日の1日を追加させていただき、この取組をさらに推進していきたいと思っています。

説明は、以上です。

《古山委員》

仕事を減らさないと来てしまいますので、まずは、仕事を減らす工夫が必要ですね。この日は、学校に来てはダメな日ですね。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第6 議案第51号

羽曳野市立テニスコート条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

- スポーツ振興課長より、資料に基づき、羽曳野市立テニスコート条例施行規則の一部を改正する規則の制定について説明があり承認を求めました。

《スポーツ振興課長》

羽曳野市立テニスコート条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてご説明します。

資料は議案、改め文、新旧対照表となります。

羽曳野市立茶山テニスコートにおいて、休場日としている平日の利用を可能とするため、この規則を制定しようとするものです。

茶山テニスコートは、平成 28 年に菅田中学校の敷地にテニスコート 5 面と管理棟、芝生広場、駐車場を整備しましたが、そのうちテニスコート 3 面は学校施設、2 面をスポーツ施設として管理しております。

こうした経緯や日常的に学校部活動、ソフトテニス部の活動ですが、この活動で全 5 面を利用することから、これまで一般利用は、土日祝に限定していましたが、施設の有効利用を図り、一般の利用機会を拡大するため、週休日とします水曜日を除いた平日についても開場するものです。

これに伴って、施行規則の条文の週休日の規定の平日の部分を週休日とする水曜日と改めるものです。

施行日につきましては、令和 6 年 7 月 1 日としています。これは施設の予約は 2 か月前からであること及び周知期間として 1 か月程度をみていることから、令和 6 年度予算可決後から約 3 ヶ月となる令和 6 年 7 月 1 日としております。

なお、施行後についても、主に平日放課後のクラブ活動や土日祝での大会開催で中学校が利用する場合は、事前に施設予約を行い、これまでどおり中学生の活動で利用できますので、学校側として特に利用が制限されるようなことはありません。

以上となります。ご審議よろしく申し上げます。

《教育長》

確認ですが、平日を一般に貸し出すのは 5 面あるうちの 2 面ということでしょうか。

《スポーツ振興課長》

はい。テニスコート 5 面のうち 2 面がスポーツ施設となりますので、2 面となります。5 面の一般利用についても検討しましたが、学校施設を貸し出す場合は、学校施設開放事業での対応となり無料ということになりますし、コインパーキングですが駐車場が 11 台となっており、1 面当たり 3、4 台の車で来場している状況がありますので、5 面となると駐車スペースが確保できないといったことなど、検討した結果 2 面としています。

これまで一般の利用は土日祝だけであった 2 面のスポーツ施設について、平日も含めクラブ活動をしていない時間帯は使っていただくということで考えております。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第 7 議案第 52 号

羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正について

●こども保育課長より、資料に基づき、羽曳野市特定教育・保育施設及び特定

地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正について説明があり承認を求めました。

《こども保育課長》

本件は、内閣府令であります「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴い、同令に基づき定めている本市の基準について改正する必要性が生じたため、この条例を制定しようとするものです。

改正の背景としましては、国におけるデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランにおいて、書面掲示や目視等を義務付けるアナログ規制については、点検・見直しをすることとされ、その一環として基準の改正が行われたものです。

一部改正の内容についてご説明します。

本条例第 23 条には、特定教育・保育施設等の選択に資する重要事項を掲示することが義務付けられておりますが、これに加えて、ウェブサイトに掲載するなど、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする改正です。

また、第 53 条第 2 項第 2 号では、特定教育・保育施設等が保護者に提供すべき書面等を電磁的記録媒体により交付する場合、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種別の指定を撤廃し、種別を示さない形の電磁的記録媒体に改めるものでございます。

詳細につきましては、お手元の資料でご確認ください。

施行期日は、第 23 条の改正規定は令和 6 年 4 月 1 日、第 53 条の改正規定は公布の日としています。

本件は、令和 6 年第 1 回定例市議会において提案させていただきます。

以上でございます。

《教育長》

もう少し詳しく説明をお願いできますか。

《こども保育課長》

国が定める基準改定に伴い改正するわけですが、第 23 条で重要事項いわゆる園の運営規程と呼ばれるものですが、施設の職員数や教育を行う日にちであったり、そういった基本的なことが書かれたものを園に紙で掲示していますが、今後は、それに加えて市のホームページにも掲載しようということです。第 53 条は、保護者に電子的な形で交付する場合に今までは、条例上具体的に磁気ディスクや CD-ROM など少し細かい指定がありましたが、これを撤廃しまして電磁的記録媒体に改めるというものとなっております。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第8 報告第18号

教職員等（試食会を含む）に係る学校給食費の改定について

- 食育・給食課第1・2学校給食センター所長より、資料に基づき、教職員等（試食会を含む）に係る学校給食費の改定について説明と報告がありました。

《食育・給食課第1・2学校給食センター所長》

物価高騰による食材の値上がりにより、令和5年度は、児童に係る学校給食費について、値上げは実施せず、国の臨時交付金を活用し、米飯・パン・牛乳の値上がり相当分を公費により支援をしています。令和6年度につきましては、さらなる食材の値上がりが予想されます。

これを受けまして、令和6年度につきましても、総務省発表の消費者物価指数を参考に食材費の値上がり相当分を、公費により支援することを予定しています。これにより、児童に係る学校給食費の値上げは実施せず、現行のまま据え置きとさせていただきますが、市が支援する対象は児童分のみとなることから、教職員等の学校給食費については、羽曳野市立学校給食センター運営委員会と羽曳野市学校給食会理事会の承認を得ることが出来たため、羽曳野市学校給食会規約第2条の2に基づき「改定後の給食費」のとおり285円に改定することを報告いたします。

なお、歳出に関して、令和5年度は国の臨時交付金を活用したため、市の持ち出しはありませんでしたが、令和6年度に関しては全額市の公費となることから、小学校については23,141,000円、選択制の中学校においては2,205,000円が実質の持ち出しとなるため、令和6年度一般会計当初予算に計上しています。報告は以上となります。

日程第9 報告第19号

学校給食センター等複合施設整備事業に係る進捗報告について

- 食育・給食課第1・2学校給食センター所長より、資料に基づき、学校給食センター等複合施設整備事業に係る進捗報告について説明と報告がありました。

《食育・給食課第1・2学校給食センター所長》

従来からお知らせしています通り、この整備事業は、老朽化が進む第1給食センターと第2給食センターについて、現青少年児童センター会館部分を解体の上、青少年児童センター敷地に給食センターと児童センターとの複合施設を整備しようとするものです。なお、複合化を行う理由は、建替え整備に当たり、国の有利な地方債制度の適用を受けるためであり、この地方債制度の適用を受けるためには集約化・複合化を図る前の施設の延床面積よりも、集約化・複合化した後の延床面積が減少していることが必要とされているところです。

羽曳野市におきましても、高齢化などに伴う社会保障費の増加や人口減少などに伴う税収減なども見込まれる中であって、市役所本庁舎の建替え事業などの

大型の公共事業も控えており、今後の財政運営は、非常に厳しい見通しとなっています。

また、この間の物価高や人件費の高騰などに伴い、本整備費用につきましても、基本計画時よりも全体で約 10 億円の増加が見込まれたところです。とは言え、給食センターの建替えについては、これ以上遅らせることができない課題です。今回の施設の複合化については、そのような状況下において、将来的な負担を抑えながらも給食センターの建替えを実現するための手法として実施しようとしているものでございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

計画の概要説明をさせていただきます。

事業名は「羽曳野市立学校給食センター等複合施設整備事業」、履行場所は現青少年児童センター敷地を計画しています。次に基本設計の位置づけとしては、本業務は、令和 5 年 2 月に策定された基本計画書をもとに、青少年児童センター敷地及び青少年運動広場敷地を学校給食センター等の建替え候補地として、現在の青少年児童センターの会館部分を解体・撤去し、学校給食センターと新たな青少年児童センター会館部分の新築を行うための基本設計としてまとめられたものです。

プロジェクトテーマとしては、資料記載の 3 つの方針を掲げ「羽曳野市のこどもたちの健康づくりを担う安心と安全の食育ステーションをつくる」こととしています。

次に学校給食センターの建築計画についてです。すべては紹介いたしませんが、各種衛生基準などを遵守しながら、作業性が良くすぐれた衛生管理の徹底が可能なドライシステムを採用した施設とします。また、高い作業効率や安全性を確保するため、調理動線や搬入配送車両については、一方通行になるような施設配置を行っています。また、1 階を調理エリア、2 階を見学・研修エリアとし、調理の様子を上から見学できる施設を整備し、給食調理を通じた食育指導が行える施設配置となる予定です。

次に青少年児童センターの建築計画ですが、現状の学習室などの部屋数は減少するものの、現在、青少年児童センターにおいて実施している各種教室などの事業が実施できる部屋数を確保しています。また、運動広場についてはフットサルやグラウンドゴルフなどが行えるような面積を確保して整備をする予定です。

次の全体配置計画や外装計画については、資料の通りです。複合施設としての一体性を保つ外観となるよう設計しておりますが、衛生面を考慮し、センター同士で行き来ができない仕様となっています。今後この形を基本に詳細設計に進んでまいります。

なお、今後の予定ですが、今回の整備事業は実施設計と施工工事を一体的に発注するデザインビルド方式によって行います。昨年 12 月にその相手方を決めるプロポーザルの公告を行い、現在事業者からの提案を受け付けている最中で、受付終了後、最もよい提案をしてきた事業者と仮契約を締結する運びとなっています。3 月中旬にその選定を行い、仮契約の相手方が決まりましたら、こちらの案件は、市議会での議決が必要となる契約であるため、3 月の教育委員会

議にて改めてその仮契約先と正式契約をしてもよいかをお諮りさせていただきます。その後3月市議会に契約議案を上程し、議決後正式契約となります。

令和6年度以降のスケジュールにつきましては、令和6年4月から10月くらいまでをかけて実施設計を行い、同年11月頃から着工、そこから15か月間をかけて整備工事を行い、令和8年1月末に竣工ののち、準備作業などを経て同年4月から供用開始の予定としています。

なお、令和6年度予算では、実施設計委託料 55,220,000 円、工事管理委託料 2,000,000 円、施設整備費 379,000,000 円を新たに計上しています。また、令和7年度につきましては、債務負担行為を設定しており、工事管理委託料 20,990,000 円、施設整備費 3,874,920,000 円を計上しています。

長くなりましたが私からの説明は以上です。

《教育長》

気になることが1点あります。地元説明です。埴生校区の区長さんや青少年児童センター運営委員会には、一定の説明ができていますが、工事の詳細等がまだ、出来ていないですね。このまま行くとギリギリになると思います。はびきの埴生学園校区の地域住民、保護者等には、出来るだけ早く説明しとくほうがいいのかなと思っています。

《学校教育部長》

地元の区長に説明に行った時に、工事だけに関しても言えば、工事や工事車両が通る地区は一つなので、その区長さんには、説明はいいよと承諾は頂いております。

校区全体の説明は、まだ出来ていないので、どこまでの範囲で行うかを町会と相談していますが、工事の影響がほとんどの地域に及ばないのでいいのではないかなという意見もいただいております。

《教育長》

区長さんは、すごく協力的です。まずは、現時点での説明を行い、次回は、設計事務所等と一緒に行って説明をすると親切かなと思っています。

どれだけの地元の人が知っているのか。私たちには、分からないですね。

《新熊委員》

役員は、知っていると思いますが地域住民は、あまり知らないと思います。

《教育長》

地域に知らない人が沢山いるのであれば、こういうのが出来るますよと説明を早くしとかなないといけないと思っています。

今は、業者も決定していないので、無理かもしれませんが決定次第、説明は必要だと思っています。

《学校教育部長》

そうですね。業者が決まれば一緒に説明会を行いたいと思います。

《古山委員》

就学前の子どもを育てているお母さん達もここで食育やご飯の作り方など、利用できるようにしてもらったらいいいと思います。将来的には、羽曳野の子ども達になるので、そういうふう運用できるような事があったらいいなと思いました。

日程第 10 報告第 20 号
後援名義の使用許可について

- 教育政策課長より、資料に基づき、後援名義の使用許可について説明と報告がありました。

《教育政策課長》

後援名義の使用許可について、ご報告させていただきます。

資料をご覧ください。

前回の教育委員会議以降に教育長が、専決処分を行ったもの、継続申請事業5件の報告になります。

1 件目は、専決日は1月 30 日、団体名は「一般社団法人 ご縁を結ぶ・子育てリボン」、事業名は「子育て世代応援プログラム～親と子の生き抜く力の育成～」です。

2 件目は、専決日は2月 5 日、団体名は「一般財団法人スポーツリパブリック」、事業名は「森永乳業杯ツアーオブバレーボール 2023 大阪大会」です。

3 件目は、専決日は2月 14 日、団体名は「株式会社 劇団カッパ座」、事業名は「等身ぬいぐるみ人形劇「いもむしナナルン公演」」です。

4 件目は、専決日は2月 19 日、団体名は「南大阪中学校・高等学校進学説明会 2025 実行委員会」、事業名は「南大阪中学校・高等学校進学説明会 2025」です。

5 件目は、専決日は2月 19 日、団体名は「特定非営利活動法人子ども・若もの支援ネットワークおおさか」、事業名は「2023 年度南河内子育て連続講座」です。説明は以上です。

日程第 11 その他

- (1) こども保育課長より、令和6年度の東地区3幼稚園運営にかかる実施内容の決定について報告がありました。
- (2) 学校教育課長より、卒業式について連絡がありました。
- (3) 事務局より、今後の日程について連絡がありました。

教育長より次回の３月定例教育委員会議を、３月２６日（火）に予定すること通知しました。

〔 教育長 閉会の挨拶 〕 閉会：午前１１時５０分